道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
南市大字伊比井字鷲巣三九六六番から同市大字伊比井字向鷲巣二九六四番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年九月十三日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

法務

公証人任免

和歌山地方法務局所属公証人古川忠雄は願により公証人を免ぜられた。

川上岳は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人古川忠雄の後任を命ぜられた。

（以上九月一日）

名古屋法務局所属公証人新堀敏彦は願により公証人を免ぜられた。

金山陽一は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人新堀敏彦の後任を命ぜられた。

京都地方法務局所属公証人西浦久子は願により公証人を免ぜられた。

宮地佐都季は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人西浦久子の後任を命ぜられた。

（以上九月二日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月12日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,005円」を「１時間1,074円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月12日

富山労働局長　小島　悟司

第４号中「１時間998円」を「１時間1,062円」に改める。

国家試験

第21回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第21回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

令和７年９月12日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

2　試験日　令和７年11月22日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間　令和７年９月16日（火）から10月３日（金）まで

簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和７年10月３日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7　合格者の発表　合格者の受験番号は、令和８年３月13日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。

⑶　試験の詳細については、別途試験センターが作成する受験案内を参照すること。

⑷　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、必要な金額の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5㎝×12㎝：長型３号）を必ず同封すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和七年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和七年九月十二日

国土地理院長　河瀬　和重

一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日　令和七年八月十九日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

高知県　宿毛市

四、調査期間　令和七年九月十二日から令和八年三月三十一日